

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・自然環境課

法令名	自然公園法			法令番号	昭和32年法律第161号		
手続名	特別保護地区内における行為の許可（国定公園）			根拠条項	第21条第3項		
審査基準	<p>1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）第11条に規定する許可基準によるものとする。</p> <p>2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号自然保護局長通知）によるものとする。</p>						
	受付機関	有明海再生・自然環境課	処理機関	有明海再生・自然環境課	交付機関	有明海再生・自然環境課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日